慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	民主主義の論理と価値
Sub Title	The logic and value of democracy
Author	根岸, 毅(Negishi, Takeshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2004
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.77, No.12 (2004. 12) ,p.3- 56
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	根岸毅教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20041228-0003

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

民主主義の論理と価値

根岸毅

Ⅰ　はじめに
Ⅱ　「民主主義」の捉え方
Ⅲ　「民主主義の実現に役立つ」と考えられる仕組み
Ⅳ　「民主主義」の定義
　ⅰ　列挙した仕組みが生起させる状態――「民主主義」の定義
　ⅱ　整合性のある他の仕組み
Ⅴ　政教分離の原則
Ⅵ　民主主義を構成する論理
Ⅶ　民主主義の価値
Ⅷ　おわりに

Ⅰ　はじめに

本稿は、「民主主義の制度はどのような論理にもとづいて構成されているか」、また、「そのように構成された

制度にはどのような価値が認められるか」の問に答える。

本稿が求める答は、「民主主義」をどう定義するかによって異なったものになる。したがって、はじめに、どのように定義するのが適切かを明らかにする必要がある。

II 「民主主義」の捉え方

「民主主義」の定義の仕方はつぎの二つに大別できる。その一は、思想家、学者、研究者（以下、たんに「研究者」という）が、学問的立場から提示する定義である。すなわち、そこでは、社会通念（または社会常識）の形をとる一般の人びとの「民主主義」の捉え方が参照されながらも、代わって、それはこうあるべしとして研究者自身の考えが示される。これは明示的に行なわれる場合もあるが、研究者本人の意図はそこにはないにもかかわらず、結果としてそのような効果をもたらす場合もある。(1) これに対して、その二は、研究者が、社会通念として社会一般に受け容れられている「民主主義」の理解を整序洗練し、その結果を民主主義の定義として示す場合である。

そもそも、「民主主義」の定義は、定義者が「民主主義」というコトバでイメージする状態を記述したものである。この状態は、定義者が価値ありとしてその実現を求めるという性質をもっている。したがって、研究者が「理論的」と称して、社会通念を無視したり、それからかけ離れた形で行なったりする定義は、一般の人びとが「民主主義」の名の下にその実現を望む状態を否定して、その研究者が実現を望む状態を一般の人びとに押しつけることになる。

私はこれは理不尽な主張だと考える。なぜならば、私は、政治学が、「一般の人びとが望むものをいかにしてうまく実現するかを研究する」ことを任務とする型の学問の一つだと考えるからである。(2)

この立場に立てば、**一般の人びとが「民主主義」というコトバでイメージし、その実現を求める状態の記述が「民主主義」の定義だ**ということになる。しかし、この状態は複雑で多面的であり、一般の人びとはその一面のみに目を奪われることが多い。したがって、この状態について一般の人びとがもつイメージは、その全体を正確に反映しているというよりは、自分が目を奪われた一面のみをイメージ化している場合がふつうであり、それを直接記述することによって「民主主義」が一義的に特定できるとは考えにくい。したがって、その状態の全体像を明確に特定するためには、回りくどいようだが、**【作業1】一般の人びとが「民主主義の実現に役立つ」と考える制度、仕組みを列挙し、【作業2】それらがその実現に共通して役立つ状態を特定し、その記述をもって「民主主義」の定義とする**のが適当である。

この特定の作業は研究者が行なう。したがって、その過程で研究者の思考が重要な働きをする。しかし、政治学の任務を右のように捉えれば、それは、社会通念を無視するのではなく、「社会通念に合わせて、それを精緻なものとするように」働く必要がある。研究者による「民主主義」の定義の作業は、この仕方での特定に役立つ限りで意義があるといえる。(3)

(1) 「民主主義」のこの種の捉え方は、古くは一九五四年に出版された Bernard R. Berelson, Paul F. Lazarsfeld and William N. McPhee, *Voting: A Study of Opinion Formation in a Presidential Campaign* (Chicago: University of Chicago Press, 1954) に見られる。

ここで著者たちは、まず、伝統的な民主主義理論から、有権者には「政治的に関心をもち、政治の知識があり、合理的に行動すること」が求められるとする。一方、投票行動の調査は、投票者の大部分が「政治的に無関心であり、

政治について無知であり、その行動が合理的とは言えない」ことを明らかにした。著者たちは、アメリカの政治は民主的であり、その現状が「全体としてうまく機能している」との認識から、実際の有権者にみられる政治的無関心などの特徴を「現代の民主体制がまさに必要とするもの」と位置づける。(See Christian Bay, "Politics and Pseudopolitics: A Critical Evaluation of Some Behavioral Literature," *American Political Science Review*, LIX, No. 1 (March 1965), pp. 43-44.)

ここに、結果として、社会通念を軽視し、代わって、研究者が重視するものを民主主義の要素として押しつける姿勢が見られる。

同じ効果は、レイプハルトによる「多極共存型民主主義」(consociational democracy) の提示にも見られる (see Arend Lijphart, *Democracy in Plural Societies: A Comparative Exploration* (New Haven and London: Yale University Press, 1977)、同日本語版（内山秀夫訳『多元社会のデモクラシー』三一書房、一九七九年）)。

レイプハルトが論ずるのは、安定した民主主義の必要条件である（日本語版一三頁、以下同じ）。彼は、議論の前提として、民主主義の概念は定義がむずかしいとしながらも、分析対象に取り上げる諸国（オーストリア、ベルギー、オランダおよびスイス）にためらわずに「民主主義国」のラベルを貼る（一六、一頁）。

彼の事実分析は、これら諸国が、一般に政治的安定には不利だとされる（一三頁）分断された社会であるにもかかわらず、政治的に安定している原因が、「大衆レベルでの区画的ないし下位文化的な亀裂をこえる、さまざまな集団の指導者たちによる協同」（二八頁）の存在にあるという事実を明らかにする（三六頁）。この知見から、彼のつぎの提言がなされる。すなわち、右記諸国と同じように分断された非西欧社会に安定した民主主義をもたらすためには、国民の合意にもとづくイギリス型の民主主義に代えて「多極共存的な方法」を用いるのが適切だ、というのがそれである（二、三五－三六頁）。この方法は、民主主義の安定性を増すために、より同質的な社会に対しても推奨されている（二頁）。

ところで、「多極共存的な方法」の中核は、「多元社会のあらゆる重大な区画の政治指導者たちの大連合 (grand coalition) による統治」（四三頁）である。そこでは、その規模のいかんにかかわらず少数派は政府から排除される、いいかえれば、多数者の選択にしたがって政府活動が決まるイギリス型の民主主義とは異なり、あらゆる区画の政治

指導者たちがその国を統治する大連合に参加する（四三、四九頁）。

この方法は、レイプハルトが「民主主義」のラベルを貼る体制の存続に寄与するかもしれない。しかし、そこでは、大連合を形成した指導者たちの妥協がもたらす政府活動がいかなるものになるかは、一般の有権者には予測しがたいもの、つまり自分の選択の結果としては決まらないものになる。

この論理は、結果として、伝統的に社会通念が民主主義の要素として重視してきた「人びとの意思の反映」すなわち「指導者ではなく一般の人びとが政府活動を選択すること」を軽視し、代わって、研究者であるレイプハルト自身が重視するものを「民主主義」の要素として押しつけることになる。

(2) 学問には、社会から特定の範囲の問題（不都合、障害、困難）の解決（除去、排除、克服）のための手引きの生産を期待されている種類と、その期待がない種類がある。（私は、前者を「工学」、後者を「理学」と呼んでいる。前者についての詳しい説明は、根岸毅「政治学とは何か」（根岸毅他『国家の解剖学』日本評論社、一九九四年）、四八－五八頁を参照のこと。）その期待がある種類の学問領域では、研究者はその期待にすなおに応える必要がある（同、六一頁）。政治学に対してはこの種の「問題解決の期待」がある（同、六二－六九頁）。さらに、民主主義の実現は、政治学の分担（同、八三－八四頁）、すなわち、政治学がその手引きの生産を社会から期待されている問題の範囲に入っている。

(3) 研究者には、くわえて、「民主主義」の新しいイメージを提示することによって、将来の社会通念の形成に影響を与えるという役割がある。ただし、これは、民主主義の定義に直接はかかわらない。

III 「民主主義の実現に役立つ」と考えられる仕組み

では、**【作業1】一般に**[1]**「民主主義の実現に役立つ」と理解されている仕組みには、どんなものがあるであろうか。これは、一般の人びとを対象に調査を行なえば明らかになるはずである。**

この調査の目的は、社会通念のある面を明らかにすることにある。しかし、それは、特定の時と場所で「民主

主義」に関して人びとがなにを考えているかをありのままに特定することではない。それは、**人びとが「民主主義」として実現しようとする状態をそれから推論することができる手掛かりを入手すること**である。したがって、**この調査では、得られる結果が統計学的に正確でかつ網羅的であることはかならずしも必要ではない。**求めているのは、その推論を有効に成立させるに足る材料である。（得られた回答が「その推論を有効に成立させるに足る」材料であるか否かは、実際に推論を行なって見れば分かる。参照、Ⅳ冒頭の三つの段落。）つまり、一般の人びとが目を奪われた限られた側面を超えて存在するそのような仕組みの主要なもので、そこからその実現が目論まれる一つの状態が確定的に推論できるようなものが入手できればよいことになる。

そこで、**現在の日本が民主主義国として存在する基礎である現行の日本国憲法が規定する仕組みを原則としてすべて列挙し、その一つひとつについて、それが「現在の日本の民主主義の実現に役立っている」と考えられるか、そうは考えられないかの判断を求める調査を行なう**ことにした。

具体的には、つぎに示すのがその調査である。

［調査］

(1)調査日時　a＝二〇〇三年九月一一日午後、bとc＝二〇〇三年一〇月二三日午後、d＝二〇〇三年一一月五日午後

(2)調査場所　a＝軽井沢の研究会合宿場、b＝慶應義塾大学日吉キャンパス、c＝慶應義塾大学湘南藤沢キャンパス、d＝白鷗大学小山キャンパス

(3)調査対象　a＝慶應義塾大学法学部政治学科根岸研究会学生（政治学専攻）四人、b＝慶應義塾大学法学部法律学科開講「憲法Ⅱ」受講生（法学専攻の二年生主体）一六三人、c＝慶應義塾大学総合政策学部・環境情報

学部開講「国家と法B」受講生（一年生主体、法学専攻ではない）一二〇人、d＝白鷗大学法学部開講「比較憲法」受講生（法学専攻）三一人。回答者合計三一九人。（彼らは、母集団としての「一般の人びと」について正確な統計的推論を可能にする標本ではない。しかし、彼らの回答は、右に指摘した調査の目的に適うものと考えられる。）

(4)調査方法　調査対象の学生に、現行の日本国憲法の各条項（前文、第1条～第103条）が生み出す仕組みや状態を列挙した調査用紙を渡して、その仕組みや状態のそれぞれが「日本の民主主義の実現に役立っている」と考えられるかどうかの判断を求めた。(2)

(5)解釈と集計　回収した調査用紙の集計は、つぎの考えにもとづいて行なった。

◎印は○印の一種である。したがって、集計は、調査用紙の各項目につき、○または◎のいずれかの印がついた――つまり、**その程度の大小は問わず、「現在の日本の民主主義の実現に役立っている」と判断された――回答が、回収した全調査用紙の何パーセントを占めるか**を調べた。（はじめの計画では、○と◎の違いは別の分析に用いる予定であったが、中止した。）

その値が八〇パーセント――すなわち、人が五人集まった時に、四人支持、一人不支持の状況――を超す項目は、その仕組みや状態が「現在の日本の民主主義の実現に役立っている」との理解が「確実に」社会通念になっていると考えられる。(3)これを(A)群と呼ぶことにする。調査項目番号でいえば、5、6、7、8、9、12、14、35、40番がそれである。

ところで、回答者を調査を行なったキャンパスに基づいてグループ分けしてみると、規模が比較的大きい日吉（一六三人）および藤沢（一二〇人）のグループについて、つぎの点が指摘できる。すなわち、日吉グループの回答には、右記八〇パーセントを（わずかに）超す項目が他に第11番の1項目あり、反対に第40番はその値を（わずかに）下回っている。また、藤沢グループの回答には、右記の値を（わずかに）超す項目が他に第11、17、59、

64、69番の5項目みられる。しかし、これらのグループの間に属性の顕著な違いはみあたらない。

そもそも、「社会通念と言える」「言えない」の境界線を右記の値の八〇パーセントで確定的に引いてしまうことには、確固たる根拠がない。それは、分析の出発点を社会通念に求める本稿の立場からは、むしろ本来対象とすべきデータを排除するかもしれないという意味で適切ではないのかもしれない。右のバラつきは、右記の値を七一・四三パーセント（人が七人集まった時に、五人支持、二人不支持の状況）にまで拡大すると、すべてそのなかに含まれる。したがって、**社会通念の可能性がある項目をすべて分析の対象に含めるために、本稿の考察の対象を右記の値七一・四三パーセントまでに拡大することにする。その拡大部分を(B)群と呼ぶ。**調査項目番号でいえば、3、11、17、24、59、64、67、69番がそれである。

残りは、当該項目の内容が社会通念になっているとは考えられないものである。これを(C)群と呼ぶことにする。

以下に、右の調査結果にもとづいて、**現行の日本国憲法が規定する仕組みや状態で、社会通念上「現在の日本の民主主義の実現に役立っている」と考えられるもの、すなわち(A)群とそれに準ずる(B)群を具体的に列挙する。**(4)

（項目は、憲法の章分けおよびⅣ以下での考察の観点を基礎にして、グループ化してある。〔　〕のなかの数字は対応する条文を示す。†印のついた項目は、現行憲法に明示的な規定はないが、議論の適用範囲を現在の日本に限定せず一般化するため、私の判断でつけ加えたものである。〔　〕の後の数字は、調査用紙の項目番号に対応する。(A)群には傍線を付す。）

天皇

権能の限界〔3、4、7〕3

基本的人権
すべての国民の享有〔11〕5
法の下の平等〔14〕6
思想の自由〔19〕11
表現（言論、出版）の自由〔21〕14
政教分離〔20〕12
情報公開制†17
複数政党制†35

私有財産制〔29〕24

選挙
普通選挙制度〔15〕8
選挙権および被選挙権〔44〕8
公務員の選定と罷免〔15〕7
国会議員、地方議会議員、首長の選定〔43、93〕7、64
憲法改正の投票〔96〕69
リコール†67

投票の秘密と無責任〔15〕 9
議会
会議の公開〔57〕 40
裁判
裁判の公開〔82〕 59

（1）「一般に」と言っても、社会によりまた文化により、一般の人びとに受け容れられている社会通念が異なることがある。本稿では、現在の日本を前提として議論を進める。つまり、本稿が答を求めるのは、「現在の日本において一般の人びとに『民主主義』として受け容れられている制度を構成する論理はいかなるものであり、それにはどのような価値が認められるか」である。「民主主義」の社会通念に関するかぎり西欧社会と日本は同類であり、したがって、本稿の議論は、西欧社会にも等しく当てはまるものと考えられる。

これに対して、「民主主義」としてまったく別の状態が社会通念になっている社会がある。例えば、旧ソ連がそれである。これは、同じラベルが別の対象に貼られることがあることを示している。大切なのはラベルではなく、それが貼られた状態の方である。この別の状態は本稿の関心外にあり、したがって考察の対象とはならない。

ところで、「民主主義」について社会通念を論する前提は、最低、人びとの間にその観念が存在することである。ところが、この観念自体が実質的に存在しない社会もある。例えば、いくつかの発展途上の社会がそうであろう。そこでは以下に記述する調査を行なっても、「分からない」の回答しか得られないであろう。これは、そこでは、本稿が論ずる意味での「民主主義」の実現によって事態の改善が見込めることすら知られていないことを、したがって「民主主義」についての知識の普及が必要なことを示している。

（2）つぎがその調査用紙である。

「　」の後の数字は対応する条文を示す。また、†印は、憲法に対応する条項がないことを示す。これらの数字と

†印およびそれ以下の註記は、実際の調査に用いた用紙（横書き）からは省いてある。

†　現在の日本における民主主義についての調査　†

社会一般に受け容れられている考え（社会通念）によれば、現在の日本はおおむね「民主主義の国」だと理解されています。

その日本には、現在、つぎに列挙する仕組みや状態が存在します。

それが「現在の日本の民主主義の実現に役立っている」と考えられる場合は、それぞれの行の右端の［　］の中に、つぎの《手引き》にしたがって該当する印を記入してください。

そうは考えられない場合と、「分からない」場合は、なにも記入しないでください。

《手引き》

1．民主主義の実現に役立っていると考えられる項目には、○印を記入してください。例［○］

2．1のなかで、民主主義の実現にとって「とくに重要」と考えられる項目には、◎印をつけてください。例［◎］

3．いちど記入した印を「／」（斜線）で抹消してもかまいません。

（回答には、だいたい一五分から二〇分程かかります。）

1．天皇は日本国の象徴である［　］1

2．天皇の地位は世襲とする［　］2

3．天皇は、内閣の助言と承認を得て形式的、儀礼的行為を行なうが、国の統治に関する行為を行なうことはできない［　］3、4、7（参照、芦部信喜『憲法　新版　補訂版』岩波書店、一九九九年、四七頁）

4．日本は陸海空軍その他の戦力をもたないことになっている［　］9

5. 国民は、生れながらにして基本的人権をもっている［ ］11
6. すべて国民は法の下に平等であり、信条、性別などにより差別されない［ ］14
7. 国民は、国会議員、地方公共団体の長や地方議会議員を選出することができる［ ］15、43、93
8. 選挙は成人による普通選挙として行ない、選挙権、被選挙権は信条や財産などで差別されない［ ］15、44
9. 投票は秘密裡に行なわれ、だれに投票しても責任を問われることはない［ ］15
10. だれもが平穏に請願することができる［ ］16
11. 思想を理由に不利な扱いを受けたり、思想を明かすよう強いられたりすることがない［ ］19
12. 宗教を持つか持たないか、どの宗教を信じるかは、自分で決めることができる［ ］20
13. 国はいかなる宗教に対しても、それを助長したり、圧迫したりしてはならない［ ］20
14. 言論、出版その他あらゆる手段による思想の発表が自由に行なえる［ ］21
15. 集会やデモを行なったり、団体を作ってそれに加入したりすることは自由である［ ］21
16. 検閲や、通信の秘密を侵すことは許されない［ ］21
17. 政府がもつ情報を開示する制度がある［ ］†
18. だれもが、居住地や職業を自由に選べ、強制的に労働させられることがない［ ］22、18
19. 学問研究、研究結果の発表および教育は、外からの干渉なしに行なうことができる［ ］23
20. 結婚は両者の合意のみに基づいて成立する［ ］24
21. 義務教育が無償で提供されている［ ］26
22. 国民には勤労の権利と義務がある［ ］27
23. 勤労者には、団体を組織し、使用者と労働条件について交渉し、その実現のために争議を行なうことが認められている［ ］28
24. 私有財産制がとられている［ ］29
25. 国民には納税の義務がある［ ］30
26. 法律の手続によらなければ、人の命や自由は奪えない［ ］31

27. だれもが、民事と行政事件に関しては訴訟を起こすことができ、刑事事件に関しては裁判によらなければ刑罰を科されることがない［ ］32、37
28. 逮捕、抑留や拘禁、捜索や押収は一定の手続にしたがって行なわれる［ ］33、34、35
29. 拷問や残虐な刑罰は禁止されている［ ］36
30. 刑事被告人には、弁護人の依頼などさまざまな権利が認められている外、自分に不利な供述を強要されることがない［ ］37、38
31. 事後に作られた法により罰せられたり、同一の犯罪でくり返し罰を受けることはない［ ］39
32. 衆参両議院から成る国会は、国政の中心の地位を占めるとともに、立法を行なう唯一の機関である［ ］42、41（参照、芦部『憲法　新版　補訂版』、二六三頁）
33. 国会議員は、当選人が多数決で決まる選挙で選ばれる［ ］43、Pre, †
34. 衆参両議院議員には一定の任期があるが、衆議院議員の場合は解散でそれより早く終了することがある［ ］45、46
35. 一つの政党だけでなく、複数の政党の存在が認められている［ ］†
36. 国会議員には国から給与などが支給される［ ］49
37. 国会議員は、国会で行なった演説、討論、表決の責任を、国会の外で問われることがない［ ］51
38. 国会は毎年一回開かれる外、必要に応じて臨時に開くことができる［ ］52、53
39. 国会の議事は、原則として出席議員の過半数で決する［ ］56
40. 国会の会議は、原則として公開される［ ］57
41. 両院は、それぞれ、国政調査権をもっている［ ］62
42. 国会は、罷免の訴追を受けた裁判官の裁判を行なう［ ］64
43. 行政権は内閣がもつ［ ］65
44. 首相その他の国務大臣は文民でなければならない［ ］66
45. 内閣は、行政権の行使について、国会に対して連帯責任を負う［ ］66

46. 首相は、国会議員の中から国会が指名する［ ］67
47. 首相は国務大臣を任命し、また罷免することができる［ ］68
48. 内閣は衆議院を解散することができる［ ］7（参照、芦部『憲法　新版　補訂版』、二九九頁）
49. 衆議院で不信任案の可決または信任案の否決があった場合には、衆議院が解散されるか、内閣が総辞職する［ ］69
50. 衆議院議員総選挙後初めての国会では、内閣は総辞職する［ ］70
51. 国務大臣は、首相の同意がなければ訴追されない［ ］75
52. すべて司法権は、最高裁判所以下の裁判所に属する［ ］76
53. 裁判官は、良心に従い、外からの指示や命令を受けずに、自分の判断に基づいて裁判を行ない、憲法と法律にのみ拘束される［ ］76
54. 裁判官は、原則として、弾劾によらなければ罷免されない［ ］78
55. 最高裁判所長官は内閣が指名し、長官以外の裁判官は内閣が任命する［ ］6、79、80
56. 最高裁判所の裁判官は国民の審査を受ける［ ］79
57. 裁判官は国から報酬を受ける［ ］79、80
58. 裁判所は、法令が憲法に違反するかどうかを判断することができる［ ］81
59. 裁判は、原則として公開で行なわれる［ ］82
60. 国の財政は国会の議決にもとづいて行なわれ、課税は法律に拠らなければならない［ ］83、84、85
61. 予算は内閣が作成し、国会が議決する［ ］86
62. 国の収支決算の検査は会計検査院が行なう［ ］90
63. 内閣は、国会に対して、国務一般、外交、財政について報告を行なう［ ］72、91
64. 地方公共団体の長、地方議会議員は、その地方公共団体の住民が選挙する［ ］93
65. 地方公共団体は、その行政を執行し、条例を制定することができる［ ］94
66. 住民は、条例の制定改廃、地方公共団体の事務の執行に関する監査を請求することができる［ ］†

67. 住民は、地方議会の解散、地方公共団体の長および地方議員の解職を請求することができる　［　］†
68. 一地方公共団体のみに適用される特別法は、その住民の投票にかけられる　［　］95
69. 憲法改正は、国会が改正案を決め、それが国民の投票にかけられる　［　］96

回答のために長い時間を割いていただき、ありがとうございました。

以下の条項は、→の後の理由により、調査用紙からおおむね省いてある。数字は対応する条文を示す。

・前文　→前文の規定は抽象的な原理の宣言にとどまり（参照、芦部『憲法　新版　補訂版』、三八頁）、それが生起させる具体的状態が明確ではない
・国民主権　前文、1　→それが生起させる具体的状態が明確ではない
・摂政5、皇室財産8　→他の条項の副次的規定である
・国民の要件10　→憲法自体には対応する具体的な規定がない
・権利の濫用12　→他の条項の副次的規定である
・個人の尊重13　→それが生起させる具体的状態が明確ではない
・国の賠償責任17、刑事補償40　→他の条項の副次的規定である
・生存権25　→本条は、「国の積極的な配慮を求める権利であるが、『具体的な請求権』ではない」（芦部『憲法　新版　補訂版』、二四〇頁）
・選挙の方法47　→憲法自体には対応する具体的な規定がない
・両院議員兼職の禁止48　→他の条項の副次的規定である
・議員の不逮捕特権50　→他の条項の副次的規定である
・衆議院の解散54　→他の条項の副次的規定である

・議員の議席55　↑他の条項の副次的規定である
・院内役員の選任58　↑他の条項の副次的規定である
・衆議院の優越59、60、61、67　↑他の条項の副次的規定である
・閣僚の議院出席63　↑他の条項の副次的規定である
・総辞職後の内閣71　↑他の条項の副次的規定である
・首相の職務72　↑他の条項の副次的規定である
・内閣の職務73、（3、7。6-2。79-1、80-1。53。87。90-1、91）↑他の条項の副次的規定である
・法律、政令の署名74　↑他の条項の副次的規定である
・裁判所規則制定権77　↑他の条項の副次的規定である
・予備費87　↑他の条項の副次的規定である
・皇室の費用88　↑他の条項の副次的規定である
・公の支出の制限89　↑他の条項の副次的規定である
・地方自治の本旨92　↑それが生起させる具体的状態が明確ではない
・基本的人権の本質97　↑それが生起させる具体的状態が明確ではない
・最高法規98　↑それが生起させる具体的状態が明確ではない
・憲法の尊重99　↑それが生起させる状態はすでに右に列挙したものである
・細則100－103　↑副次的規定である

支持の数	不支持の数	確実に社会通念と言える	支持の%
1［or2］	1［or2］	-	50.0
3	2	-	60.0
2［or4］	1［or2］	-	66.7
5	2	-	71.4
3［or6］	1［or2］	-	75.0
7	2	-	77.8
4［or8］	1［or2］	○	80.0
9	2	○	81.8
5［or10］	1［or2］	○	83.3

（3）　ある見解――例えば「現在の日本はおおむね民主主義の国である」――が社会通念になっていると言えるかどうかは、その見解を受け容れる人（支持）の数と受け容れない人（不支持）の数の比率に依存する。それが社会通念になっていると言える、言えないの境界は、その比率を、つぎのように変えて想定してみると見当がつく。たとえば、人が二人集まった時に、一人支持、一人不支持の場合は、その見解は社会通念になっているとは言えない。人が一〇人集まった時に、九人支持、一人不支持の場合はそう言え

る。

このような状況を想定してみると、「確実に」社会通念になっていると言えるのは、支持の比率が80パーセント辺りから上のように思える。

(4) 以下に扱うデータは、つぎの三つに区分される。

(A)項目 確実に「社会通念になっている」と考えられる項目
…○、◎のいずれかの回答が全回答者数の八〇パーセント以上
区分1＝Ⅳのiで論ずる

(B)項目 「社会通念になっている」と見做す項目
…○、◎のいずれかの回答が全回答者数の八〇パーセント未満七一・四三パーセント以上
区分2＝Ⅳのiで論ずる

(C)項目 「社会通念になっている」とは言えない項目
…○、◎のいずれかの回答が全回答者数の七一・四三パーセント未満
区分3＝Ⅳのiiで論ずる

Ⅳ 「民主主義」の定義

制度や仕組みは、一定の目的[1]の実現のために作り出される。一つの制度や仕組みが単独で一つの目的を実現することもあるが、多くの場合いくつかの制度や仕組みが組み合わされて一つの目的を実現することになる。したがって、その役立ち方に濃淡はあっても、**右に列挙した制度や仕組みが「一体となって特定の状態の実現に役立っている」とすれば、本稿が確定しようとする「民主主義」の定義は、この状態を記述したものであることになる。**

ところで、右に列挙したどの仕組みについても、それが生起させる状態は、どの側面に注目するかによってさまざまに記述（解釈）することが可能であろう。以下の検討において重要なのは、さまざまな仕組みが一つの状態の実現に協働して役立っているかどうかを確認することである。したがって、**解釈は、多様な仕組みが実現させる状態がなるべく一つの目的に「合流」するように行なう必要がある。**合流を目指して解釈しても合流しないとすれば、それら多様な仕組みは、共通の目的をもたない、ばらばらな要素の寄せ集めに過ぎないことになる。

したがって、**はじめに、(A)および(B)の項目群が生起させる状態が一つに合流するかどうかを検討し、それが合流するのであればその合流先を確認する**（Ⅳのⅰ）。**この推論により、社会通念上の「民主主義」の大枠が確定できる。残りの項目群(C)はその大枠を用いて整序し、「民主主義」の社会通念的理解の洗練を試みることにする。**つまり、(C)の項目群は、それが生起させる具体的状態が(A)および(B)と整合的と考えられる場合にのみ、後者と同様のものとして扱うことにする（Ⅳのⅱ）。

（1）「目的」とは、望ましいと評価され、したがってその実現が求められる「状態」を指す。目的の実現とは、この状態が生起されることである。

ⅰ　**列挙した仕組みが生起させる状態――「民主主義」の定義**

さて、**【作業2】右に列挙した(A)および(B)の項目それぞれが直接[1]生起させる（させようとする）状態はなにか、それは政治[2]の場面ではどのような現われ方をするのであろうか[3]。**これらの点の検討の結果を、つぎの一覧のなかの矢印の後に示す。（↓印の後には一般的な状態を、⇓印の後には政治の場面に生起する状態を記す。）

結論をさきに述べれば、**これらの項目群は一つの状態の生起に協働して役立っている、すなわちそこに「合**

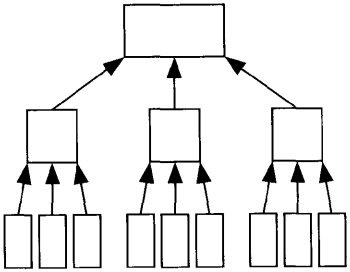

…最終合流先（状態）
　下位の合流先がこの生起の条件となる

…中間合流先（状態）
　下の仕組みがこれを直接生起させる

…調査結果から得られた仕組み

流」する、と言うことができる。**以下では、その項目群のいくつかが一まとまりとなって特定の状態を生起させ、さらにそれらが一体となって（連携して）一つの状態を生起させる様を示すことにする。**

これは、**右に列挙した仕組みの働きが一つの系統的組織を形作っている**という理解であり、それを**一般的な図**で示すと上の図のようになる。

まずはじめに、右記項目群がいくつかのグループを構成して、それぞれに特定の状態を生起させる様を示す。（以下の一覧には空欄があるが、これは、本章のiiおよび次章Vで他の仕組み等についての検討を行ない、その結果にもとづいて補充する箇所を示す。）

＊グループ1

以下の項目群は、〈1〉政府活動の選択の仕方に関する原則を決める。つまり、グループ2および3の項目が人びとに具体的な行動の機会を設定する際に、守るべき基本的な条件を決める。

1．

2．政府活動の選択に関する各種の機会をすべての人が享受できるようにする
…基本的人権〔11〕5⇩政府活動の選択に関する各種の機会をすべての国民が享受できるように設定する
…法の下の平等〔14〕6⇩政府活動の選択に関する各種の機会をすべての国民が

差別されることなく享受できるように設定する

＊グループ2

以下の項目群は、〈2〉政府活動に関する選択肢の入手の仕方を決める。その決定は、グループ1が定める原則の枠内で行なわれる。

1．政府活動に関する選択肢の開発を制限をつけずに行なわせる
…思想の自由〔19〕11↓知的活動に対する規制をなくす⇩政府活動についてのどのような考えも容認する
…議会の会議の公開〔57〕40、裁判の公開〔82〕59、情報公開制†17⇩政府活動に関する選択肢の開発のための資料が容易に手に入る

2．政府活動に関する選択肢の流通を制限をつけずに行なわせる
…表現（言論、出版）の自由〔21〕14↓知的活動の産物の流通に対する規制をなくす⇩政府活動の案が人びとの間に短時間で多様に伝播する

3．

4．複数の政府活動案が人びとに対して提示されるようにする
…複数政党制†35⇩政府活動の案の束(4)が複数提示される

＊グループ3

以下の項目群は、〈3〉政府活動に関する選択肢の選択の仕方を決める。その決定は、グループ1が定める原則の枠内で行なわれる。

1．政府活動の選択者の立場に立つ人を可能な限り広範に設定する
…普通選挙制度〔15〕8、選挙権および被選挙権〔44〕8⇩選挙に際してすべての成人を差別なく扱う、すなわち、政府活動の選択についての意思表明の機会をすべての成人に等しく設定する
2．政府活動の選択の機会を設定する
i．設定の原則
…公務員の選定と罷免〔15〕7⇩政府活動を決める役職に就く人を、決めたり辞めさせたりできるようにする
ii．選択の具体的な機会
…人または政党（国会議員、地方議会議員、首長）を選出する選挙〔前文、15、43、93〕7、33、64⇩政府活動を〈束として〉選択する機会
…憲法改正の投票〔96〕69⇩政府活動の選択の意思表明の特別な機会
iii．選択のやり直しの機会の保障
…リコール†67⇩政府活動を決める役職に就く人を選択する既定の日程を早める
iv．
3．「他者」の強制を被らないで政府活動を選択できるようにする
…投票の秘密と無責任〔15〕9⇩他者の意向に顧慮することなく政府活動の案を選択できるようにする
4．政府活動の選択に必要な情報を確保する
…議会の会議の公開〔57〕40⇩政府活動を決める役職に就く人を選択する際に必要な情報を提供する
…裁判の公開〔82〕59⇩裁判官の審査に必要な情報を提供する
…情報公開制†17⇩政府活動についての評価の資料が容易に手に入るようにする

＊グループ 4

以下の項目群は、グループ 1～3 の項目群とは異質であり、つぎの理由で本稿の考察の対象にはならない。それには、つぎの二種類の項目が含まれている。

その一。この項目群は、グループ 1～3 の項目群の働きを阻害する要素を排除するが、それ自体が、排除の後を埋めるべき、右記項目群から推論される目的としての「民主主義」の実現に関連する仕組みや状態を示すことはない。その仕組みや状態が示されることがあるとすれば、それは同時に提示される別の項目によってである。[5][6] その意味で、それ自体は「民主主義」のみと結びつけて捉えることはできず、「民主主義」とはなにかを論ずる本稿の考察対象にはできない。

…天皇の権能の限界〔3、4、7〕3⇩政府活動の選択に関して天皇の意思が効力をもたないようにする《これらの規定は「民主主義」と相容れない要素の一つを排除するが、その排除で生まれる空白には、別の非民主的な要素（例えば将軍）を置くこともできる。[7]》

…私有財産制〔29〕24→生存、人間らしい生活に必要な財で自分で自由に処分できるものを一定範囲で確保する→自分の選択を曲げる可能性のある要因の一つが結果として排除される⇩政府活動の選択に際して他者の操作を受けにくくする《この制度自体は、その排除の後に「民主主義」の実現に役立つ仕組みを意図して設定することはない。例えば、中国に返還されてからの香港を見よ。[8]》

その二。この項目群は、グループ 1～3 の項目群とは目的が異なるという意味で異質である。これは、「民主主義」の語が安易にさまざまな場面で使われてきたことの結果生じた多義性の表われである。Ⅳの i の直前に記した「『民主主義』の社会通念的理解の洗練」のためには、これらの項目群は無視する必要がある。

…調査項目第12番の意味での政教分離〔20〕12→宗教を持つか持たないか、どの宗教を信じるかは、自分で決めることができる《この決断は個人の問題であり、本稿が論じている政治の場面での問題とは直接かかわりがない。》[9]

右に列挙したグループ1～3の、社会通念上「現在の日本の民主主義の実現に役立っている」と考えられている制度や仕組みが直接生起させる状態は、グループごとにまちまちである。しかし、それらは政府に行なわせるべき活動を特定することとの関連で、一つのまとまりのある役割を果たしていると理解することができる。すなわち、それらは一体となって（連携して）、〈政府活動に関する選択肢の入手を規制の要素を排除して行なう機会と、政府活動の選択とそのやり直しを他者からの強制を被ることなく行なう機会を、すべての人に確保すること〉の実現に役立っている、ということができる。[10] この状態の核心は、一般的にいえば、「自分がやり直しをする」ことにある。その政治の場面での現われは、「政府活動の選択をなん回もくり返しやり直すこと」である。選択肢の入手の過程から規制の要素を排除することや、選択に際して他者からの強制を排除することは、この「やり直し」の実質を確保するための方策である。以上の〈 〉の中が本稿が求める「民主主義」の定義である。[11]

（1） ここでは、ある制度や仕組みが他の事物の仲介なく生み出す状態に注目する。その状態が条件を整備し、その結果として副次的にすなわち間接的に生み出される状態は考慮の外とする。

（2） 本稿では、「政治」は、社会通念に合わせて、つぎのように捉える。

私たちは生きていく上で、一定範囲の人びと全員の一致協力（concerted action）が必要になることがある。国家（政府）は、この種の協力状態を作り出し、維持することを目的として作られた社会的装置である。「政治」とは、政府を用いてこの種の協力状態を作り、維持することにかかわる場面での出来事を指す。それは、政府に行なわせる活

動の決定をめぐって生じる出来事といいかえることができる。（「国家」「政府」そして「政治」の捉え方の詳細については、参照、根岸「政治学とは何か」（根岸他『国家の解剖学』）。）

ただし、つぎの点には注意が必要である。「一定範囲の人びと全員の一致協力」の形成と維持の活動を「準備作業」として行なう社会的装置は、政府以外にもある。しかし、その活動をその装置に「特有の仕事」として行なうのは、政府以外にはない。（参照、同書、九三―九六、一〇五頁。）

また、念のためにつぎの点を指摘しておく。政府が作り出すのは一定範囲の人びと全員の「一致協力」であるが、それは、その人びとすべてに同一の行動をとることが求められることを必ずしも意味しない。多くの場合、ある人びとにはある型の行動が求められ、他の人びとには別の型の行動が求められ、くわえてその分担自体を受け容れることが求められる、ということになる。

(3) 以下の議論は、ここに列挙した仕組みの「政治」の場面での現われのみに言及する。表現の自由を論ずる場合を例にとると、本稿では、例えば文学がもつ政治的意味合いのみに注目する。しかし、これは、文学が政治的意味合いしかもたないと主張するものではない。このような議論対象の限定は、以下の議論のすべての局面で当然に行なわれる。

(4) 政府は、さまざまな分野において各種の政策を展開する。政権をとろうとする政党は、そのすべての分野において実行に移す政策群をもっている。それらは、「束」すなわち「ひとまとまりのもの（package）」を形成していると考えられる。その束を構成する一つひとつの政策は、「項目（item）」と呼ぶことができる。

(5) ある制度や仕組みがある状態を排除するのには、つぎの二つの場合が考えられる。

一。別の状態で「民主主義」の実現に役立つ状態を生起させるために、はじめの状態の排除が行なわれる場合。この場合には、排除とともにその後に来るべき別の状態が示される。（グループ1～3に含まれる項目での排除はこの意味でのそれである。）

二。これには、さらに、つぎの二つの場合が含まれる。a．ある制度や仕組みを生起させることにともなって、結果的にはじめの状態が排除されることになる場合。この場合、その排除は意図されたことではなく、したがってその後になにが来るべきかは特定されない。b．その制度や仕組みそれ自体は、はじめの状態の排除以上のことを意図し

ていない場合。この場合も、排除の後になにが来るべきかは特定されない。

(6) このグループの項目に○または◎印をつけた人は、その阻害要因の排除が現在の日本では「民主主義」の生起に役立っている事実に目を奪われて、それが論理的には「民主主義」と相容れない状態をもたらすこともある点に気づいていない。

(7) この場合の排除は、註(5)のbに当たる。

(8) この場合の排除は、註(5)のaに当たる。くわえて、苦役からの自由〔18〕18、居住および職業選択の自由〔22〕18、法定手続の保障〔31、33、34、35〕26、28、裁判を受ける権利〔32〕27、拷問の禁止〔36〕29、刑事被告人の権利〔37、38〕27、30、遡及処罰の禁止・一事不再理〔39〕31の項目は、かりに調査において○または◎印が数多く付いたとしても、この同類である。

(9) 戦争の放棄〔9〕4、両性の平等〔24〕20、勤労者の団結権〔28〕23は、かりに調査において○または◎印が数多く付いたとしても、この同類である。

(10) これは、右に列挙した制度や仕組みが直接生起させる状態が一体となってその実現に役立つとする私の解釈であり、したがって争いうるものである。これと異なる「合流」(参照、Ⅳの第2段落)の仕方が示せると考える向きは、それを示してほしい。

(11) かつて私は、「民主主義」をつぎのように定義したことがある。その趣旨は、ここの議論と同じである。すなわち、それは、「国家(政府)というしくみを使う機会をもつ人びと(使い手)〈有権者〉の範囲を、そのしくみが作用をおよぼす対象としての人びと〈国民〉のできるかぎり大きな部分としたうえで、その使い手の人びとに、そのしくみを使ううえでのやり直しの機会を最大限に保障すること」であると(参照、根岸毅「政治における試行錯誤の機会――もうひとつの民主主義論」(石川忠雄教授還暦記念論文集編集委員会編『現代中国と世界――その政治的展開』慶應通信、一九八二年)。初出論文では「やり直し」の代わりに「試行錯誤」の語を使ったが、後に右記のように改めた。)

ii　整合性のある他の仕組み

すでに明らかなように、右に列挙した制度や仕組みは、右記の「民主主義」の実現に役立ってはいる。しかし、その項目群だけでは、その意味の「民主主義」をより完全な形で実現するには力不足である。実は、この不足を補うものが、一般の人びとにはそのような働きがあると充分には理解されず、したがって右の意味での社会通念になっていない項目群(C)の中に含まれている。

以下において、右に特定した状態の実現に同じく役立っているという意味で(A)、(B)群と整合性がある(C)群の仕組みを見出し、それを右記の一覧に補充して完成版を作り、それを示すことにする。(C)群には傍線が付けてある。

〈1〉政府活動の選択の仕方に関する原則を決める

1. 政府活動の選択にいたる全過程より、盲信から生まれる要素を取り除き、事実に即した論理的思考を確保する〈詳しくはVで説明する〉

2. 政府活動の選択に関する各種の機会をすべての人が享受できるようにする

…基本的人権〔11〕5⇩政府活動の選択に関する各種の機会をすべての国民が享受できるように設定する

…法の下の平等〔14〕6⇩政府活動の選択に関する各種の機会をすべての国民が差別されることなく享受できるように設定する

〈2〉政府活動に関する選択肢の入手の仕方を決める

1. 政府活動に関する選択肢の開発を制限をつけずに行なわせる

…思想の自由〔19〕11→知的活動に対する規制をなくす⇩政府活動についてのどのような考えも容認する

…研究の自由〔23〕19→知的活動に対する規制をなくす⇩政府活動の案が短時間で多様に開発される
…議会の会議の公開〔57〕40、内閣による国務・外交に関する報告〔72、91〕63、裁判の公開〔82〕59、情報公開制†17⇩政府活動に関する選択肢の開発のための資料が容易に手に入る
2．政府活動に関する選択肢の流通を制限をつけずに行なわせる
…表現（言論、出版）〔21〕14および教育〔23〕19の自由、通信の秘密〔21〕16→知的活動の産物の流通に対する規制をなくす⇩政府活動の案が人びとの間に短時間で多様に伝播する
3．特定の政府活動の案を支持する人びとの集まりの形成を制限をつけずに行なわせる
…集会、結社の自由〔21〕15→知的活動の産物を実現しようとする集団活動に対する規制をなくす⇩特定の政府活動の案を支持する人びとの集まりが複数形成される
4．複数の政府活動案が人びとに対して提示されるようにする
…複数政党制†35⇩政府活動の案の束が複数提示される

〈3〉政府活動に関する選択肢の選択の仕方を決める——選挙人
1．政府活動の選択者の立場に立つ人を可能な限り広範に設定する
…普通選挙制度〔15〕8、選挙権および被選挙権〔44〕8⇩選挙に際してすべての成人を差別なく扱う、すなわち、政府活動の選択についての意思表明の機会をすべての成人に等しく設定する
2．政府活動の選択の機会を設定する
i．設定の原則
…公務員の選定と罷免〔15〕7⇩政府活動を決める役職に就く人を、決めたり辞めさせたりできるようにする

ii．選択の具体的な機会

…人または政党（国会議員、地方議会議員、首長）を選出する選挙〔前文、15、43、93〕7、33、64⇩政府活動を〈束として〉選択する機会

…地域特別法の投票〔95〕68、憲法改正の投票〔96〕69⇩政府活動の選択の意思表明の特別な機会

…イニシアティヴ†、レファレンダム†、直接請求†66、67⇩政府活動を〈項目別に〉選択する機会

…最高裁判所判事の国民審査〔79〕56⇩合憲性審査権をもつ裁判官を選択する機会

iii．選択のやり直しの機会の保障

…被選出者の任期〔45、46〕34⇩政府活動を決める役職に就く人を選択するつぎの日程を決める

…解散による任期の短縮終了〔45、69〕34、49⇩政府活動を決める役職に就く人を選択する既定の日程を早める

…リコール†67⇩政府活動を決める役職に就く人を選択する既定の日程を早める

iv．関連する意思表明の機会

…請願権〔16〕10⇩別の形での政府活動についての意思表明の機会

3．「他者」の強制を被らないで政府活動を選択できるようにする

…多数決†〔参照56〕33、39⇩政府活動の選択において「他者」の意思に従うことを強制される人の数を最少とし、くわえて、その事態の発生を特定の個人または集団の恣意に拠らないようにする

…投票の秘密と無責任〔15〕9⇩他者の意向に顧慮することなく政府活動の案を選択できるようにする

4．政府活動の選択に必要な情報を確保する

…議会の会議の公開〔57〕40⇩政府活動を決める役職に就く人を選択する際に必要な情報を提供する

…内閣による国務一般、外交、財政に関する報告〔72、91〕63⇩政府活動を決める役職に就く人を選択する際

に必要な情報を提供する

…裁判の公開〔82〕59⇩裁判官の審査に必要な情報を提供する

…情報公開制†17⇩政府活動についての評価の資料が容易に手に入るようにする

〈4〉政府活動に関する選択肢の選択の仕方を決める――被選出者

1．政府活動を決める役職に就いた人の活動の機会を保障する

…常会の招集〔52〕38⇩政府活動の選択の機会を定期的に設定する

…臨時会の招集〔53〕38⇩政府活動の選択の機会を臨時に設定する

2．政府活動を決める役職に就いた人が「他者」の強制を被らないで自主的に選択できるようにする

…多数決〔56〕33、39⇩政府活動の選択において「他者」の意思に従うことを強制される人の数を最少とし、くわえて、その事態の発生を特定の個人または集団の恣意に拠らないようにする

…議員発言と表決の無責任〔51〕37⇩議会で、議員が、他者の意向に顧慮することなく政府活動の案を提示し、選択することができるようにする

…議員に対する歳費の支給〔49〕36⇩議員が、生計を立てるため他事に顧慮することなく政府活動の案の提示と選択に専念できるようにする

以上で、本章（Ⅳ）ｉの最後の段落で示した意味での民主主義に直接関連する仕組みは終わる。

これまで論じてきたのは、政府という社会的装置に行なわせるべき活動を特定する仕方の問題である。ところで、決定はその意図通りに実行されなければ、その効果はその決定がなかったことに等しい。つまり、決定がい

かに「民主的に」行なわれようと、その意図（意思）がその実行段階で歪曲または無視され、そこに代わって別の意思が入ってくるとすれば、この決定は外見は「民主的」であっても実態はそうとは言えないことになる。そこで、選択された政府活動案がいかにして実行に移されるかに注目する必要がある。この問題は、一つに、行政学における「行政責任論」または「民主的行政理論」として論じられてきた（参照、例えば、根岸毅「民主的官僚の概念」（『法学研究』第四〇巻第四号、一九六七年四月））。また、政治学の観点からの法解釈論（参照、根岸毅「法解釈と政治」（『法学研究』第五九巻第八号、一九八六年八月））として論じられる必要がある。

現行憲法が規定する仕組みの中には、以上の〈1〉から〈3〉で確保した決定の民主的なあり方を、その実行段階で保障する要素が含まれている。以下がそれである。

〈x〉選択された政府活動案が実行に移される仕方を決める

1．選択された政府活動案がその通り実行に移されるよう、他の役職に就く人を選択する

…首相の国会による選任〔67〕46、首相による国務大臣の任命、罷免〔68〕47、総選挙後初めての国会で内閣は総辞職する〔70〕50⇩選挙結果に政府の人的構成を合わせる

2．具体的な政府活動が憲法の枠内で行なわれるようにする

…合憲性審査権〔81〕58⇩政府活動が憲法の枠のなかで行なわれるようにする

3．政府活動の合憲性を判断する役職に就いた人が「他者」の強制を被らないで自主的に判断できるようにする

…裁判官の独立〔76〕53⇩裁判が良心、憲法、法律のみに従って行なわれるようにする

…身分保障〔78〕54⇩裁判官が、他者の意向に顧慮することなくその職務に専念できるようにする

…報酬の支給〔79、80〕57⇩裁判官が、生計を立てるため他事に顧慮することなくその職務に専念できるよう

にする

［念のために記すが、本章iのグループ4は、そこに明示した理由で本稿の考察の対象にはならない。］

V　政教分離の原則

ここに独立の一章を設けて論ずるために、右では意識的に詳論しなかった仕組みがある。それは憲法二〇条が規定する「信教の自由」に関する仕組みである。この仕組みは、同条一項後段および三項に注目して、「国家と宗教の分離の原則」または「政教分離の原則」と呼ばれている（参照、芦部『憲法　新版　補訂版』、一四七－一四八頁）。

同条一項後段は、「いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。」と規定している。ところが、この問題は、通常もっぱら、国や地方公共団体の行為が同条三項の禁ずる宗教的活動に当たるか否かの問題として論じられている（参照、芦部『憲法　新版　補訂版』、一五〇－一五三頁）。（この主旨に対応する調査項目は第13番である。）

このような論じ方が生まれるのは、一つに、「信教の自由を十分に確保するためには、多かれ少なかれ国家と宗教とを分離する建前が確立していなければならない」、「信教の自由を裏から、あるいは反面から、より強固に保障するために、国家と宗教の分離の原則［が］定め［られ］た」、「政教分離は、まさに信教の自由をより具体的に実現せしめる現実的手段であ・・・る」とする理論的理解があるからだと考えられる。（参照、芦部信喜『宗教・人権・憲法学』有斐閣、一九九九年、七三、九、一三頁。同様の理解は、佐藤幸治『現代法律学講座5　憲法』（第

三版）青林書院、一九九九年、五〇〇頁にも見られる。）また、他方で、「古くは、どこの国でも、教会や寺院が『政治上の権力』〔立法権など〕を行使したことがあるが、現代には、その例はない。」とする事実認識――二〇〇一年の九・一一事件以後では考えられない認識ではあるが――があったからであろう（参照、宮澤俊義『法律学体系　コンメンタール篇1　日本国憲法』日本評論新社、一九五五年、二四一頁）。

右の論じ方は、宗教団体が「国から特権を受け」る側面は論じても、それが「政治上の権力を行使する」側面は論じることがない――いいかえれば、**国家が宗教に働きかける側面の問題は論じても、宗教が国家に働きかける側面の問題は論じない**――という意味で一面的である。しかし、国家（政治）と宗教の関係は、論理的には当然、右記の二つの側面をもっている。そこには、通常の政教分離の議論のように、論点を前者に限定する理由はない。また、事実の問題として、九・一一事件以降、宗教が政治に方向づけを行なう事例がますます顕著になってきている。この意味で、政教分離の原則をめぐる通常の論じ方は、その原則がもつ重大な政治的意味の見落としにつながると言わざるをえない。

この点の認識にくわえて、「宗教」がもつつぎの性質に注目するとき、政教分離の原則は新たな意義と役割をもつものとして捉えられることになる。

前章Ⅳの分析で、(A)と(B)**およびそれらと整合性がある(C)の項目群が直接生起させる状態は、「政府に行なわせるべき活動を特定することとの関連で、一つのまとまりのある役割を果たしている」**ことが明らかになった。**それらの仕組みを一まとまりに結びつけているのは、**「政府活動の選択に際して、あらかじめ特定の選択肢が選ばれるように細工することはしない」――いいかえれば、「**政府活動の選択にいたる過程で、特定の選択肢のみを肯定し、他を排除することをしない**」――という考えである。(1)(2)

ここで**禁止**される**「排除」**の考えは**「原理主義」**に**特徴的**なものである。原理主義は、「特定の原理を、その妥当性の根拠を検討せずに『間違いのないもの』と盲信して前提に置き、それにもとづいて人の生き方・活動の仕方を一義的に特定し、それ以外のあり方を否定し、排除する」思考方法である。政府に行なわせる活動も含め、人の生き方・活動の仕方の選択にいたる過程に特定の選択肢を「排除する」（規制、干渉、制限、強制）要素が持ち込まれる契機は「思考方法としての原理主義」にある。**宗教**は、**このような働きをする思考方法の典型**ではあるが、**その一例に過ぎない**。したがって、**(A)と(B)およびそれらと整合性がある(C)の項目群が一体となって働くため**には、**その前提として原理主義の思考方法との訣別が必要である。特定の選択肢のみを肯定し、他を排除しようとする要素一般を、政府活動の選択にいたる過程から取り除こうとするならば、狭い意味での宗教のみならず広くすべての原理主義を、政府活動の選択にかかわるすべての場面から取り除く必要がある。政教分離の原則は、この要請を意味するものと理解する必要がある。**(3)

政教分離の原則をこのように理解すると、それは現在の日本の民主主義の実現にも欠かせないものであることが分かる。したがって、Ⅳのiiの〈1〉の1に、つぎの記述を加えることにする。

1．政府活動の選択にいたる全過程より、盲信から生まれる要素を取り除き、事実に即した論理的思考を確保する

…政教分離〔20〕⇩政府活動についての盲信にもとづく規制の要素を取り除き、

a．いかなる選択肢も容認する（不利に扱うことはしない）(4)

b．政府活動の選択者の立場に就く人の範囲を可能な限り広範に設定する（特定の選択肢を採択しようとしてそ

れに制限を加えない）

c．特定の選択肢を採択する目的で行なわれる他者からの干渉を取り除いて、政府活動の選択を自由に行なわせる

（1）この考えは、いかなる人も「間違う可能性」を否定できないとする前提の帰結である（参照、Ⅶの［A］）。

（2）政府活動の選択肢は、議会の採決などにより、最終的には一つの束が採択され、他は排除される。ここでは、その採択の前までの過程で、いかなる選択肢も差別的に扱われることがない点に注目している。

（3）参照、根岸毅『原理主義と民主主義』慶應義塾大学出版会、二〇〇三年、二一―二三、七〇―七二頁。

原理主義の対極にあり、この意味での政教分離の原則を生む思考方法を、私は「再行主義」（redoism）と呼んでいる。再行主義の特徴は、a．人びとの具体的な生き方・活動の仕方については、あらかじめ特定の選択肢のみをよしとし、他を排除することはせずに、その選択を各個人または集団にまかせるが、b．その選択が行なわれる「場」――人びとが特定の生き方を選択するように仕向けるさまざまな措置の設定と排除から構成される「選択の環境」――の造りについては、各個人または集団に具体的な生き方・活動の仕方の選択をまかせることを可能とする構成のみをよしとし、他は断固排除するところにある。再行主義は、前者の側面では相対主義であり、後者の側面では絶対主義である。つまり、舞台の上での「自由な踊り」（相対主義）を保障するために、そのような踊りを可能にする舞台の造りは断固として守る、それを壊そうとする活動は断固排除する（絶対主義）というのである。（参照、同書「Ⅳ再行主義の思考方法」、とくに「四　民主主義と強制」。）

この立場に立てば、「思想の自由」が「政府活動についてのどのような考えも容認する」（Ⅳのiの「グループ2」の1、および、Ⅳのiiの〈2〉の1）といっても、それはaに限られる。

（4）といっても、それは註（3）のaに限られる（参照、註（3））。

Ⅵ　民主主義を構成する論理

以上（参照、Ⅳ章-iの最後の段落）のように捉えられた**「民主主義」の核心**は、**政府に行なわせるべき活動の決め方である。民主主義の決め方**は、つぎの**論理的特徴**をもっている。

ところで、ここに**示される「論理的特徴」**は、つぎの章（Ⅶ）で**試みる民主主義の価値の根拠の説明がしやすいように、私が構成したものである。ただし、それは、「(A)と(B)およびそれらと整合性がある(C)の項目群」の仕組みのすべておよびそれのみを用いて記述**したものでなければならない。(1)

はじめに、**任意の個人**（例えば「私、自分」）が**政府活動を選択する立場に就くと、どのような機会を手に入れるか**に注目する。

［1］民主主義は、政府活動の選択者の立場にある人が、その選択をくり返し行なうこと、すなわち選択の「やり直し」ができるようにしようとする。

やり直しを行なう理由は、選択者が前回の選択の結果に「満足できなかった」ことにある。したがって、やり直しに際しては、やり直しをする人が、自分の手許にある――比喩なしに言えば、自分の意識にある――選択肢の中で**「事態の改善が見込める」と考える選択肢**を選べなくては意味がない。いいかえれば、その選択肢を**選べなくするようなコストが、他者によってその選択肢に組み合わされていないことが必要である。**すなわち、**［1 a］選択のやり直しを「自由に」行なえることが、民主主義に必要不可欠の条件となる。**(2)

そのために、つぎの仕組みが作られている。

まず、**政府活動の選択に関する意思の表明と決定の機会が設定されている**（公務員選定罷免権、国会議員・地方議会議員・首長の選挙、その他の投票（地域特別法・憲法改正・直接請求）、イニシアティヴ・レファレンダム、請願）。

つぎに、**その選択をくり返し行なえるようにするために、つぎの仕組みが作られている。**政府活動の選択との関連で「満足がいかない事態」が起きる前に、あらかじめ次回の選択の機会（日程）を決めておく（選挙の被選出者に任期がある）。次回の選択の既定の日程を早める手立てがある（解散、リコール）。政府活動を具体的に決める議会を定期的に開き（常会）、必要に応じて臨時に開く（臨時会）ことができる。

さらに、**その際、自由な選択が行なわれるように、つぎの仕組みが作られている。**他者の意向や他事に顧慮することなく、選挙での投票が行なえ、議会での発言と表決が行なえる（秘密投票、議員発言と表決の無責任、議員への報酬の支給）。ここにおいては、Vで指摘した意味での政教分離の原則が、盲信に取り憑かれた人が特定の選択肢の採択のために他者の選択の行動に干渉するのを阻止するように働いている。

ところで、右の意味での事態の改善がより一層進むことが見込める選択肢が、選択者の手許には存在しないが、どこか別のところに存在していることが考えられる。この場合、**だれかが、その選択肢が選択者の手許に届くのを妨害している**ことがありうる。人が自分の手許にない選択肢を選択することはあり得ない。したがって、**この妨害行為は、その選択肢がその人によって選択されることを阻んでいるという意味で、右に指摘したコストの組み合わせと同じ効果をもつ。**したがって、議論の目的が、本稿のように右の意味での事態の改善にあれば、自由にくわえて「選択者が選択肢を入手する過程に規制がないこと」（この規制を「**情報規制**」と呼ぶことにする）を合わせて考える必要がある。

したがって、［1b］**選択者が政府活動に関する選択肢を入手する過程に規制がないことが、民主主義に必要**

不可欠の条件となる。

そのために、**政府活動に関する選択肢の入手にかかわる活動に対する規制が排除される。**選択肢の開発を規制しない（研究の自由）。開発に必要な資料の入手に規制を設けない（情報公開制、議会と裁判の公開、内閣による国務一般、外交、財政に関する報告）。選択肢の流通を規制しない（言論、出版、教育の自由）。特定の選択肢を支持する人びとがその実現のために集まり活動することを妨げない（集団および結社の自由、複数政党制）。これらの場面のすべてにおいて、政教分離の原則が「どの選択肢も不利な扱いを受けない」ように働いている。

つぎに、**民主主義の下では、任意の個人以外の人（前者を「自分」とした場合は「他者」）はどのように遇されるのであろうか。**

民主主義は、［2］および［2a］**政府活動の対象である人びとのすべてを、同時に、**（［1］および［1a］で設定した）**「政府活動の選択者」の立場におこうとする。**(3)

そのために、**一般的規定**（国民による基本的人権の享有、法の下の平等）**を置き、右に指摘した、政府活動の選択に関する意思の表明と決定の機会を、可能な限り広い範囲の国民が享受するようにする立場を明らかにし、くわえて、それを具体的に保障する仕組みが作られている**（普通選挙制度、多数決）。(4) 政教分離の原則は、ここでは、盲信に取り憑かれた人が特定の選択肢の採択のために、選択者の立場につく人の範囲を制限するのを阻止するように働いている。

さらに、［2b］（［1b］で指摘した、）**政府活動に関する選択肢の入手にかかわる活動に対する規制の排除が、政府活動の対象である人びと（国民）のすべてに享受されるようにすることが、民主主義に必要不可欠の条件と**

なる。

そのために、**一般的規定**（国民による基本的人権の享有、法の下の平等）を置き、**政府活動に関する選択肢の入手活動に対する規制の排除に関しても、思想的立場等による差別をしないことを明らかにし、くわえて、それを具体的に保障する仕組みが作られている**（通信の秘密、複数政党制）。

ここで注目すべきは、**［1］、［1a］、［1b］の要請だけでは、それらが専制政治を基礎づける論理にもなってしまうことである。**社会的装置としての国家（政府）の「使い手」の立場（有権者、主権者）にある人の、その装置を使う上でのやり直しの機会をいかに拡充しても、その立場にある人が一人（独裁者）に限られていれば、それは民主主義とはほど遠い状況を生み出す。**民主主義は、これに、［2］、［2a］、［2b］の要請を組み合わせることを求める。**すなわち、**民主主義の実現のためには、政府活動に関する選択肢入手の過程から規制の要素を排除し、政府活動の「自由な選択のやり直し」ができる機会を、原則として「すべての人（国民）」に拡大して設定することが必要である。**

（1）**この意味で、この章での議論は私個人の提案である。**したがって、**読者のだれもが、別の論理的特徴を提示することができる。ただし、その提案は、本文中に指摘したように、「(A)と(B)およびそれらと整合性がある(C)の項目群」の仕組みのすべておよびそれのみを用いて記述したものである必要がある。**

（2）ある個人が、他者の働きかけにより、それがなければ（自分の利益を最大限実現してくれるものとして）選択したであろう選択肢を選択できない状況におかれた場合、その個人には「自由」がないという。その働きかけとは、その個人がその選択肢を選択した場合、その個人にきわめて大きな不利益が生じるような仕掛けを作る――その個人には取り除くことができないような形で、その選択肢にきわめて大きなコストを組み合わせる――ことである。この種

の働きかけを「強制」と呼ぶ。したがって、「自由」とは「強制がないこと」を意味する。参照、根岸『原理主義と民主主義』、一六―一八頁。

念のためつけ加えるが、ここでの「自由に」は「強制がなく」の意味であり、「いつでも思い立った時に」の意味ではない。

(3) 政府は、一定範囲の人びと全員の一致協力の関係を形成しようとする。いま特定の個人がこの範囲の人びとに含まれているとすれば、彼はこの装置の「作用対象」(通常「国民」と呼ばれる)であり、さまざまな領域において、政府が形成しようとする一致協力の関係のなかに組み込まれることになる。それは、その個人の生き方・活動の仕方の一部が政府活動によって決定されることを意味する。その過程においては、「自分」の生き方・活動の仕方を「自分」で決める機会をもつ人――政府という社会的装置の「使い手」(通常「有権者」と呼ばれる)の立場にある人――と、それをもたない人の区別が生じる。

したがって、民主主義は、後者の立場に立つ人を理想としてはゼロにしようとする、つまり、すべての人が「自分」の生き方・活動の仕方を「自分」で選択する機会をもつようにしようとする、と言うことができる。

(4) 選挙等を通じて表明された有権者の意思は、つぎの仕組みで実際の政府活動に体現されることになっている。その意思は、それにもとづいて構成される議会に受け継がれ、その議会の意思が内閣総理大臣を指名し(その総理大臣が国務大臣を任命罷免する)、また法律の形で内閣に伝わり、具体的な政府活動となる。その後も、内閣は国会に対して連帯して責任を負い、内閣不信任案の可決または信任案の否決により内閣が総辞職すれば、有権者の選択に合わない政府活動は排除される。地方自治体の活動についても、基本的には同じことが指摘できる。くわえて、最高裁判所判事が内閣により選任される司法は、政府活動が憲法と法律の枠内で行なわれるよう監視する。

ここで「なっている」というのは、制度のデザインと現実の働きに食い違いが生じるからである。

くり返し指摘しておけば、人や政党を選ぶ通常の選挙は、政府活動を「束」(package)として選択する。これに対して、イニシアティヴやレファレンダムは、政府活動を「項目」(item)別に選択する。

Ⅶ　民主主義の価値

政府活動の決定の仕方はいろいろ考えられる。民主主義は、その決定の仕方に、なぜ右のような条件を設定するのであろうか？　それは、その決定の仕方に、それ独自の価値があると考えるからである。

人は、自分が価値があると考えるものは、意識して実現しようとする。右に記述した状態として捉えられる民主主義は、その種のものの政治の場面での典型である。私は、**民主主義に価値が認められ、その実現が図られるのは、それが一つ先の次元の目的に対する手段であり、その目的がもつ価値が手段としての民主主義に受け継がれるからだと考える。**

以下では、まず、**ある状態をかりにその「目的」として措定し、その実現に必要不可欠な「手段」を論理的推論の帰結として示す。つぎに、前章Ⅵで示した民主主義の六つの要請が、この手段に対応するかどうかを検討する。もしその対応が確認できれば、民主主義はかりに措定したこの「目的」の実現に必要不可欠な「手段」であり、この目的がもつ価値を受け継いでいることになる。**

右に述べた一つ先の次元の「目的」を、つぎのように設定する。

○目的　「自分」にとっての進歩

「『自分』にとっての進歩」とは、「前のラウンドでの自分の選択の結果よりも、いまのラウンドでの自分の選択の結果の方が望ましいと、自分が評価できること」を指す。

この定義により、だれにとっても、「自分が自分の進歩と認めるものは、自分にとってはかならず『望ましい』

ものである」ことになる。したがって、**「自分の進歩」は、定義上「だれもが受け容れる価値」すなわち「普遍的価値」をもつことになる。**

［A］自分が起した間違いを正し、自分の進歩を保証するためにはなにが必要か？

右の目的につぎの前提条件を加えると、つぎの(1)から(3)が、「『自分』にとっての進歩を確保するために必要不可欠な条件」として導き出される。

○目的　前のラウンドでの自分の選択の結果よりも、いまのラウンドでの自分の選択の結果の方が望ましいと、自分が評価できること。

○前提条件　**すべて人は間違いを起こす可能性を否定できない。**

○帰結　すべての人にとって、

1．「前のラウンドでの自分の選択の結果よりも、いまのラウンドでの自分の選択の結果の方が望ましいと、自分が評価できること」が必ずしも保証されない。

2．そのような評価ができない場合、自分の進歩を実現するためには、自分に、つぎのラウンドでの選択の「やり直しの機会」があることが、必要不可欠である。(1)

3．その機会が有効に働くためには、つぎの条件が満たされる必要がある。

a．選択肢の入手にかかわる自分の活動に対する他者による規制（情報規制）がないこと。

b．自分の選択肢のなかで、自分がそれを選択することで間違いが正せると考える選択肢を選べなくするような他者からの働きかけ（強制）がないこと。

○条件（手段）：すべての人にとって、

(1)「自分」が選択のやり直しの機会をもつこと。
(2)「自分」の選択肢を入手する活動に対して他者による規制（情報規制）がないこと。
(3)「自分」の選択肢に対して他者によるコストの組み合わせ（強制）がないこと、すなわち、「自分」が自由であること。(2)

［B］よりよい進歩をより短時間で実現するためにはなにが必要か？

右の目的を、その含意である「『自分』にとってのよりよい進歩を、より短時間で実現すること」とおき直し、それにつぎの前提条件を加えると、つぎの(4)から(6)が、「『自分』にとっての進歩を確保するために必要不可欠な条件」として導き出される。

○目的　「自分」にとってのよりよい進歩を、より短時間で実現すること。
○前提条件　すべての人にとって、選択肢の開発に振り向けられる「自分」の資源（能力、時間、資金）は限られている。
○帰結　すべての人にとって、
1．「自分一人で」開発できる選択肢は、その質および入手の迅速さのいずれの点においても限られている。
2．自分がよりよい選択肢を、より短時間で手に入れるためには、［自分の選択肢開発の努力にくわえて、］「他者」の言動（他者から提示された選択肢）から学ぶことが必要不可欠である。
3．他者の言動から学ぶことができるためには、つぎの条件が満たされる必要がある。ただし、これらは「学ぶに値する選択肢」が開発され、提示される「可能性」を高める措置であり、それが実際に開発、提示されることを保証するものではない。

a．［実際に他者によって選択肢が開発される可能性を高める］→他者が、「選択肢の開発の機会」および「特定の選択肢を選択する機会」をともにもつこと。

論理的には、この二つは別個の機会であり、自分が他者の言動から学ぶためには、他者に選択肢の開発の機会さえ認めれば十分なはずである。しかし、つぎの理由から、他者が選択肢の開発を実際に手がけるようにするためには、他者にこの二つの機会をともに認める必要がある。人が選択肢の開発に着手するのは、自分が開発した選択肢が実行に移され、その果実を自分が収穫できる可能性がある場合に限られる。その収穫を確かなものとするためには、自分が選択の機会をもつ必要がある。したがって、後者の機会まで認められなければ、人は選択肢の開発を行なわず、その人から選択肢を学ぶことは不可能となる。（その果実の収穫以外の誘因によっても、人は選択肢の開発を行なうことがある。例えば商品生産がそうである。しかし、政府活動に関する選択肢の場合は、自分に果実の収穫の機会がまったく見込めない場合は、少なくとも長期的には、選択肢の開発は行なわれないと考えられる。）

b．［「学ぶに値する」選択肢と遭遇する可能性を高める］→

他者が開発し、提示する選択肢は、そのすべてが「学ぶに値する」ものであるとはいえない。［A］の前提条件は、すべての他者のすべてのラウンドでの言動について、それが後のラウンドで本人によって「意に反して好ましくない」と判断されることがある、ということを意味する。ましてや、その言動の傍観者である――その言動をみずから起こしたのではないから、それによい結果を託すこともない――本人以外の人が「好ましくない」と判断を下す可能性は、大きいことはあっても小さくはない。つまり、「自分」にとって、どの他者のどのラウンドでの言動が「学ぶに値する」かは、前もって一義的には特定できない。この状況において、「自分」が「学ぶに値する」選択肢と遭遇する可能性を最大限高めるためには、つぎの二つの手を打つ必要が

ある。

b－1．［個性を抑圧する画一化作用（強制と情報規制）を排除し、開発される選択肢の多様性を確保する］→他者に対して情報規制も強制も加えられないこと。

「学ぶに値する」選択肢（言動）が他者から提示される可能性は、提示される選択肢の「多様性」に依存する。つまり、他者の言動が多様性に富めば、その中に「学ぶに値する」ものが含まれる可能性は大きくなる。[3] したがって、他者のすべてのラウンドでの言動に多様な個性が表われるようにするために、人びとの言動に画一化をもたらす契機――選択肢の入手にかかわる活動（選択肢の開発、流通、特定の選択肢の唱道のための結社の形成とその唱道の活動）に対する規制（情報規制）と、人が選ぼうとする選択肢を選べなくするような他者からの働きかけ（強制）――を排除することが必要不可欠となる。

b－2．［選択肢を開発する人の範囲を拡大する］→aの二つの機会が「すべての」他者に認められること。

特定の他者に対して右の二つの機会を認めないことは、それが認められていれば、その他者が開発し提示したかもしれない選択肢を「自分」が失うことにつながる。それは唯一、自分が「学ぶに値する」選択肢であったかもしれない。したがって、右の二つの機会は「すべての」他者に認める必要がある。[4]

○条件（手段）　すべての人にとって、

(4)すべての**「他者」**に**選択のやり直しの機会を確保**すること。

(5)すべての**「他者」**の**選択肢の入手にかかわる活動に規制（情報規制）**がないこと。

(6)すべての**「他者」**について、**各人の選択肢に対して他者によるコストの組み合わせ（強制）**がないこと、すなわち、**「他者」が自由であること**。[5]

これらの帰結(1)から(6)は、以上の推論の前提においた「目的」の「『自分』にとっての進歩」を実現するために必要不可欠な「手段」（必要条件）であり、その目的がもつ、（論理的に考えれば）だれにも受け容れられるはずの（普遍的）価値を受け継いでいる。

一方、すでに明らかなように、条件の(1)は前章VIの要請［1］（政府活動の選択者に「やり直し」ができるようにする）に、(3)は要請［1a］（そのやり直しを「自由」に行なえるようにする）に、(2)は要請［1b］（選択肢の入手の過程から「規制を排除する」）に、(4)および(6)は要請［2］および［2a］（すべての人を選択者とし、その「やり直し」を「自由」に行なえるようにする）に、(5)は要請［2b］（すべての人にとって、選択肢の入手の過程に「規制がない」ようにする）に、それぞれ対応する。つまり、このことから、民主主義は、（論理的に考えれば）だれにも受け容れられるはずの価値をもつ「『自分』にとっての進歩」すなわち「前のラウンドでの自分の選択の結果よりも、いまのラウンドでの自分の選択の結果の方が望ましいと、自分が評価できること」（目的）を、すべての人にとって、「政治の場面」で実現するために必要不可欠な「手段」（必要条件）として構成されたものであり、したがって、（論理的に考えれば）だれにも受け容れられるはずの「手段としての価値」をもつということができる。

(1)　ここで指摘するのは、事態の改善のためには自由な選択のやり直しの機会の存在が不可欠だということである。それは、この機会が存在しなければ、事態の意図しての改善の可能性がなくなるということを意味する。しかし、それは、特定の選択肢につき、自分の選択の結果が望ましくないと評価されれば必ずやり直しが行なわれる（参照、や

り直しが行なわれなかった事例の分析、井上一明「ジンバブウェにおける民主主義とその意味」、井上一明『ジンバブウェの政治力学』慶應義塾大学出版会、二〇〇一年の第一〇章）とか、やり直しが行なわれれば必ず事態が改善されるとかを意味するものではない。

(2) この議論は「自分が自由な選択の機会をもつことにはだれもが受け容れる価値がある」と主張するが、これに対しては、人がみずから自由を放棄することがある事実（参照、エーリッヒ・フロムの『自由からの逃走』、一九四一年）を指摘して疑問が呈せられることが予想される。

この事実は、自由がもつつぎの側面から生まれる。

自分が自由であることは、自分の進歩を担保するという意味での価値をもたらすと同時に、そのためのコストを自分に課す。それにはつぎのものが含まれる――a．自分が適切な選択をするための準備のコスト…適切な選択を行なうために必要な能力を身につけるコスト、検討の対象となる選択肢を入手するコスト、選択を行なう際に必要な情報を入手するコスト、b．自分の選択の結果の不確実性がもたらす、選択の時点とその後における不安感に耐えるコスト。

人が起こす実際の行動は、右の目的（自分の進歩）の実現によりもたらされる利益とここに示したコストの比較考量で決まる。このコストの方が大きいと感じられると、人は自分で選択とそのやり直しを行なわないようになる。これは、「自分の自由には価値がないまたは低いと判断される場合がある」という「事実」を示している。（この意味の「自由の放棄」は、人びとの間での分業とは別物である。代表制民主主義の下では、政府にどのような活動を行なわせるかを決めるに際して、その仕事を日常的に行なう人びと（議員）と、その人びとを選出することのみ行なう人びと（有権者）が分かれる。これは「分業」の一例であり、後者の人びとは自由な選択の機会そのものを放棄しているのではない。）

これに対して、本稿が指摘するのは**「論理」の問題**である。

論理的に考えれば、「自分が自由な選択のやり直しの機会をもつこと」の「自分にとっての価値」はきわめて大きく、人がそれを「自発的に」（他者からの強制を受けずに）放棄することはあり得ない。「望ましい」と自分が評価できる状態を意図して手に入れるためには、「自分が自由な選択のやり直しの機会をもつこと」は必要不可欠である。

つまり、**「自分」**が**「自由な選択のやり直しの機会」**をもつことは**自分のすべての他の価値の実現にとっての必要条件**であり、それが満たされることによってもたらされるものには、**考えうる最大の価値が認められる「可能性」**がある。その**可能性**がいささかも損なわれないようにするためには、**論理的**には、**右の計算（比較考量）**でプラス（もたらされる**利益**）の側には**「無限大」を代入する必要**がある。ところで、この**計算で唯一結果をマイナス（自分の利益**にならない）にする**可能性**があるもの、すなわちマイナスの側の**無限大は自分が他者に殺害**されることであるが、いまの**議論の文脈**には**他者は登場**してこないので、**計算の結果**はつねにプラス（**自分の利益**になる）となる。つまり、**自分が自由であること**は、**つねに肯定**される。

にもかかわらず、事実として自分の自由が放棄されることがあるのは、右の計算でプラスの側に無限大が代入されないことがあるからである。つまり、自分で自由な選択のやり直しを行なうことの結果得られる利益についての認識が間違っているからである。この間違いを止すためには、教育と、そのような間違った認識をもたらすことの少ない生活環境づくりが必要となる。

(3) どれが「学ぶに値する」選択肢か予測できない状況では、的を一つに絞ってそれが「当たり」である可能性より、いろいろ異なるものを広い範囲にわたって渉猟して「当たり」に遭遇する可能性の方が大きい。ちなみに、他者の言動がすべて同じだとすると、それが「学ぶに値しない」と判断されれば他に選択すべきものはない。多様性の確保は、このような危険を回避することにつながる。

(4) 選択肢の開発に加わる人の範囲を拡大して「すべて」の他者とするのは、自分が「学ぶに値する」選択肢と遭遇する可能性を高めるためである。したがって、この遭遇の可能性をゼロにしたり、決定的に低めたりする要因はあらかじめ排除する必要がある。かくして、厳密に議論すれば、この「すべて」にはつぎの註釈がつくことになる。

その一。本章の考察の結果得られる六つの帰結は、「意思決定の場」をそこに登場する人に対して「自由なやり直しの機会」を保証するように造ることを、また、この種の「場」を断固として守り、それに対する破壊活動はいかなる場合にも容認しないことを求める。したがって、原理的には、その種の破壊活動に従事する人びとは、その種の「場」の利用から排除される。（参照、Vの註(3)。）

その二。「自分」が「学ぶに値する選択肢」を入手するために「自由なやり直しの機会」を認める人の範囲は、多

様な選択肢を開発する可能性をもつ必要がある。逆の言い方をすれば、その機会を与えることが、多様性を減じる方向で機能してはならない。

ところで、ある事項についての選択の機会の行使が、ある人の置かれている状況を直接的にはいっさい変えない場合、その機会には、その行使により状況が変わる人びと（利害関係者）に対する「強制」の手段としてもっぱら利用される可能性がある。強制は選択の画一化をもたらす。したがって、前者の状況にある人には、この項目に関する選択の機会は認めない、つまり、ある事項についての選択の機会は、その事項の利害関係者のみに与えるのが適切である。「すべて」とは利害関係者のすべてを意味し、それ以外の人は「すべて」から排除される必要がある。

詳論すれば、つぎが指摘できる。

a．それについての選択の効果が特定の個人のみに及ぶ事項については、その個人にその事項についての「独占的な」選択の機会を認めるのが適切である。その結果は、すべての人が、自分のみに影響が及ぶ事項について、自分で選択する機会をもつことになる。特定の個人のこの種の選択に際して、それによって影響を受けない他のすべての人びとは選択の機会をもつことはない。この場合も、選択者本人以外の人は、選択者本人のこの選択にかかわる言動から、将来自分がその種の事項についての選択を行なう際に必要な情報を入手することができる。

b．それについての選択の効果が複数の個人に及ぶ事項については、その効果が及ぶ範囲の人すべてに、その事項についての選択の機会を認めるのが適切である。その結果は、すべての人が、自分を含めた複数の人に影響が及ぶ事項について、「集合的に」選択する機会をもつことになる。特定の集合的な選択に際して、それによって影響を受けない他のすべての人びとは選択の機会をもつことはない。この場合も、この集合的な選択に含まれない人は、この集合的な選択にかかわる人びとの言動から、将来自分がその種の事項についての選択を行なう際に必要な情報を入手することができる。

ところで、以上の議論は、選択の効果に項目（活動）単位で注目している。しかるに、多くの場合、集合的な選択は、いくつもの項目をひとまとめとして、一つの「集団」の構成員によって行なわれる。この「集団的な」選択では、一つひとつの項目単位で見れば、その選択の効果が及ぶ人びとの範囲とその選択の機会をもつ人びとの範囲が食い違うことがある。集団的な選択にあっては、選択の機会をもつ人びとの範囲は、右のbの原理的配慮からではなく、む

しろ文化的、歴史的、言語的、宗教的等の状況的配慮から便宜的に決まる。その選択か政府活動を対象とする場合、通常その集団は「自国民」として規定され、その範囲から「外国人」は排除される。

その三。事実の問題として、生物種としてのヒトであっても、本稿が想定する損得計算を行なう能力が不十分な人が存在する。例えば赤子がそうである。したがって、個人的な選択と集団的な選択のいずれにおいても、一定の年齢以下の子どもは、選択の機会を認める人の範囲から排除される。しかし、これは、本稿の文脈で生じる排除ではない。

その四。本稿の議論に対しては、「すべての人」といっても「未来世代」の利益が考慮されていないのではないかとする反論が予想される。しかし、まだ生まれていない「未来世代」には「実体」がない。彼らの利益とは、現存する特定の人びとの特定の価値観に貼られたラベルであるに過ぎない。したがって、未来世代の利益は、現存する私たちが「価値ありとするもの」の一つとしてのみ考慮されることになる。

このことは、つぎの点に注目することを求める。すなわち、他者の価値を自分の価値として捉える能力を高めることの必要性がそれである。その種の価値としては、例えば、地理的に隔たった人びとの利益（例、温暖化対策の実施による海水面上昇の阻止を通してのフィジーの国土の保全）や、時間的に隔たった人びとの利益（例、五〇年後のひ孫たちが置かれる可能性がある年金制度の状況）が挙げられる。

その五。犯罪者には、多くの場合、一定の範囲で自由な選択の機会が否定される。その極限は死刑の執行である。これは、本稿の文脈で生ずる否定ではなく、政府が設定するルールの有効性を担保するための「制裁」として位置づけられる否定である。その妥当性は、本稿の文脈において再吟味される必要がある。

(5) この議論は「他者が選択肢の開発と自由な選択のやり直しの機会をもつこと」にはだれもが受け容れる価値があると主張するが、これに対しては、それによって失われるものがより大きいことを指摘しての反論が考えられる。つまり、他者が自由な選択の機会をもつと自分の負担が大きくなるから、それを論ずることは無意味だというのである。

集団的な選択（政治の選択はこれの一事例である）の場面で他者が選択の機会をもつことは、自分にとって「よりよい選択肢を、より早く手に入れることができる」状態を作り出すのに役立つという意味で価値があると同時に、そのためのコストを自分に課す。それにはつぎのものが含まれる——a．自分が多数派の立場に立つために必要なコスト…意見の異なる他者を説得して多数派を形成するコスト、b．自分が少数派の立場に置かれ、「自分が望まない選

択肢が採択される」ことで失われる利益…失敗した説得に要したコスト、多数決の結果に感ずる不満足の大きさ。

人が起こす実際の行動は、右の目的（自分の進歩）の実現によりもたらされる利益とここに示したコストの比較考量で決まる。このコストの方が大きいと感じられると、人は他者の自由な選択のやり直しの機会は自分にとっては価値が低いものとして否定するようになる。これは、「他者の自由は価値がないまたは低いと判断される場合がある」という「事実」を示している。

これに対して、本稿が指摘するのは**「論理」の問題**である。

論理的に考えれば、「他者が選択肢の開発と自由な選択のやり直しの機会をもつこと」の「自分にとっての価値」はきわめて大きく、人が他者のそれを否定することはあり得ない。自分が「よりよい選択肢を、より早く手に入れる」ためには、［B］の3のaで指摘したように、他者が選択肢の開発の機会だけでなく、選択の機会をももつことが必要不可欠である。**「他者が選択肢の開発と自由な選択のやり直しの機会をもつこと」の結果生まれる他者の多様な言動から自分が学びとれるものがもつであろう価値は、「可能性」としては限りなく大きい。その可能性がいささかも損なわれないようにするためには、論理的には、右の計算（比較考量）でプラス（もたらされる利益）の側には「無限大」を代入する必要がある。**

ところで、**本章の議論が出発点に置く目的**――「前のラウンドでの自分の選択の結果よりも、いまのラウンドでの自分の選択の結果の方が望ましいと、自分が評価できること」――**の観念に含まれる「いま」は**、「時間の流れのなかで、未来に向かってつねに動いていく任意の時点」を指す。つまり、そこでは、「任意の時点で自分が評価活動を行なうこと」、すなわち「任意の時点で自分が存在すること」、すなわち**「任意の時点において自分が他者によって殺害されていないこと」を前提としている。この暗黙の前提によって、他者が存在することから生じる「マイナス無限大」の利益（殺害されることの損失）は計算上排除される。とすると、人が行なう損得計算上残る利益または損失で絶対値が無限大のものは、他者の多様な言動から自分が学びとれるものがもつであろう「プラス無限大」の利益だけになる。したがって、この損得計算の結果は、「つねに」「自分の利益になる」となる。つまり、「他者が選択肢の開発と自由な選択のやり直しの機会をもつこと」は、つねに肯定されることになる。**

にもかかわらず、右の計算の結果がマイナスになり、事実として他者の自由が否定されることがあるのは、つぎの

二つの理由があるからである。

その一は、他者が存在することから生じる無限大の損失（自分が殺害されること）を、右の計算から排除しないからである。

自分が他者に殺害される可能性は、他者に右記の選択の機会を認めるか否かにかかわらず存在する。つまり、自分が殺害されることは、本章の議論に内在する要素ではない。むしろ、その論理は、右に指摘したように殺人行為を排除する。したがって、**この問題は、他者に右記の選択の機会を認めるか否かとは別の文脈において対処する必要がある。本章の議論の要素としての損得計算に関しては、自分が殺害されることはないとして理論構成をする必要がある。これが通常行なわれる立論の仕方である。**例えば、私たちは、パーソナル・コンピュータの性能評価を行なう際に、例えば使い手の誤った操作によってオペレイティング・システムが壊れることを想定しての対処法が準備されているか、ウイルスやハッカーに対してはどんな手が打ってあるかには関心をもつが、象に踏みつぶされて壊れることや、小惑星の衝突による破壊を想定して対処してあるかまでは関心をもたない。これは、後者がコンピュータに固有のトラブルではなく、別の文脈で発生し、別の文脈での対処が必要なトラブルだからである。要は、例えば象に踏みつぶされたり、小惑星と衝突して破壊されたりする可能性があるからといって、コンピュータの利便性を論じないのではなく、「象に踏みつぶされない」、「小惑星との衝突はない」という条件の下で、コンピュータの利便性を最大限に追求し、くわえて、必要とあらばその条件の実現方法も別個に研究する必要があるということである。

その二は、右の計算で、マイナスの側の無限大が排除されたとしても、プラスの側に無限大が代入されないことがあるからである。つまり、自由な他者が提示してくれる選択肢の価値についての認識が間違っているからである。この間違いを正すためには、教育と、そのような間違った認識をもたらすことの少ない生活環境づくりが必要となる。

つまるところ、他者が自由な選択の機会をもつことには価値が認められる、したがってそれを論ずることには意味があるということになる。

Ⅷ　おわりに

本稿は、まず、社会通念上「民主主義」の実現に役立つと考えられている制度や仕組み（手段）を特定し、つぎに、それによって実現が図られる状態としての「民主主義」（目的）を特定することを試みた。その上で、その「民主主義」を構成する論理、および、それに価値を与える根拠を明らかにした。(1)

この前半の分析方法は、「民主主義」の制度造りの過程を逆方向に追うことによって、「民主主義」のなんたるかを確認するために行なった特殊な思考方法である。(2)これに対し、制度設計の実際は、基本的にはこれと反対方向の思考によって行なわれる。すなわち、まず目的が意識され、それを実現し得る手段が探し求められることになる。

この通常の思考方法で、これまで論じてきたことを再構成するとつぎのようになる。

「政治」の場面、すなわち、社会的装置としての国家（政府）を用いて一定範囲の人びと全員の一致協力の関係を作り維持することにかかわる場面では、なんらかの形で、政府に行なわせる活動に関する選択が行なわれる。その選択の結果は、一定の範囲で、その人びとの生き方・活動の仕方を規制することになる。

この場面でも人は、**自分の生き方・活動の仕方について、「前のラウンドでの自分の選択の結果よりも、いまのラウンドでの自分の選択の結果の方が望ましいと、自分が評価できる」状態**、すなわち「自分にとっての進歩」の生起を確かなものにしようとする。**これが、民主主義の制度を設計する上での「目的」**となる。この目的は、論理的に考えれば、だれもが受け容れるはずのものであり、その意味で「普遍的価値」をもっている。

ところで、「人が間違いを起こす可能性を否定できないこと」および「人が選択肢の開発に振り向けられる

『自分』の資源が限られていること」は、否定できない事実である。これらを前提条件として推論を行なうならば、**右の目的を実現するためには、「規制がない状態において選択肢の入手を行なった上で、自分自身が自由な選択のやり直しの機会をもつこと」、および、「その同じ機会をすべての他の人びとにも確保すること」が必要不可欠だ**ということが明らかになる。

このように、「自分にとっての進歩」――前のラウンドでの自分の選択の結果よりも、いまのラウンドでの自分の選択の結果の方が望ましいと、自分が評価できること――を目的としてその実現のための手段（必要条件）を探求する際に、人の「間違いの可能性」と「資源の限定性」を前提条件として推論を行ない、求める手段が「自分の生き方・活動の仕方の選択に際して、自分が『自由なやり直しの機会』をもつこと」と「すべての他者が同様の機会をもつこと」であると結論づける思考方法を、私は「再行主義」（redoism）と呼んでいる（参照、Vの註(3)）。**民主主義は、この再行主義が政治の場面で制度化されたものであるということ**ができる。

民主主義は、「政治的選択の場を、すべての人にとって『自分』の進歩の実現を保証するように作るにはどうしたらよいか」に対する答として考え出された仕組みである、と理解することができる。政治の場面での「自分」の進歩の実現にとって必要不可欠な手段は、自分および他のすべての人が、選択肢の入手の過程に規制がない状態において政府活動の選択肢の入手を行ない、その選択肢の選択の「自由なやり直しの機会」をもつことである。民主主義は、政府活動の選択に関して、やり直しを必要とする事態が起きる前に、あらかじめやり直しの機会を確保しておこうという、国家の設計思想である。**それは、その目的がもつ、論理的に考えればだれにも受け容れられるはずの価値を受け継いでいる。**

（1）まったく別の観点から言えば、**本稿**は、**人びとの意識の中にある事実の要素**（社会通念として所与）**から帰納したモノ（II～VI）と、目的の中にある規範の要素**（どの目的に着目するかは私の任意）**から演繹したモノ（VII）がうまく対応する様（VII末尾）を示したことになる。

（2）いわば“reverse engineering”（逆行分析＝「他社の製品を分解・解析し、組み込まれている設計思想・原理・構造・技術などを自社製品に応用する手法」（『リーダーズ英和辞典（第二版）』二〇〇〇年））である。

〈完〉

［追記1］ 本稿には、慶應義塾大学法学部助教授駒村圭吾氏、九州大学大学院比較社会文化研究院助教授施光恒氏、および、ケンブリッジ大学大学院教育学研究科博士課程の蓮見二郎氏より、貴重なコメントをいただいた。くわえて、駒村氏には、IIIの調査用紙の作成にあたり憲法学の観点からの有意義なご意見をいただき、さらに、ご担当の授業で調査を実施してくださった。また、慶應義塾大学名誉教授田中宏氏、同大学法学部教授の井上一明氏と大山耕輔氏には、私も加わって行なっている同大学大学院法学研究科開設の合同演習の授業において本稿を取り上げ、数時間の検討会を催していただいた。本稿で立論の筋が追いやすくなっているとすれば、それはこの検討会に負うところが大きい。ここに以上の六氏に対し、あつく御礼を申し上げる。もとより、本稿の不備はすべて私にその責めがある。

［追記2］ 本稿は、著者が慶應義塾大学から取得した二〇〇三年度の大学特別研究期間中に行なった研究活動の成果である。

（二〇〇四年七月一〇日・脱稿）